

公 の 施 設 の 管 理 運 営 に 関 する 方 針

平 成 2 3 年 3 月
近 江 八 幡 市

目 次

I	趣旨	1
II	公の施設の定義	1
	公の施設の管理運営イメージフロー	2
III	検討項目	3
IV	見直しに伴う個別検討項目	4
	1 指定管理者制度の適用	4
	2 業務の民営化に伴う(民間事業者への)譲渡・貸付	5
	3 施設の譲渡(公共的団体等への譲渡)	6
	4 施設の貸付(公共的団体等への貸付)	6
	5 施設の統合	6
	6 地方独立行政法人への移行	7
V	その他の検討項目	7
VI	施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題〔別表〕	7

I. 趣 旨

本市は、平成22年3月21日の合併により、旧市町において住民の福祉を増進することを目的に設置された多くの公の施設を、1つの地方公共団体として管理運営していくこととなりました。

合併前の両市町では、地方分権の進展と厳しい財政状況、そして少子高齢化による人口減少時代の到来に加え、住民ニーズの多様化という社会的背景を受け、平成17年度から平成21年度の5年間で行政改革に取り組み、抜本的な見直しを進める中で公の施設についても効率的な管理運営に努めてきたところです。しかし、社会情勢の変化は想像以上に速く、施設の役割が時代の要請や市民ニーズに合致しているかを定期的に見直すことが、ますます重要になってきています。

また、公の施設の維持管理には毎年多くの経費を要している状況であり、今後さらに、施設や設備の老朽化により維持管理経費が増加していくことが予測されます。

こうしたことから、公の施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、引き続き施設の活用状況と管理運営の検証を行い、見直しに取り組むための方針を定めます。

II. 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する施設のことです。

具体的には、次の4点により判別することとなります。

- ① 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- ② 住民の利用に供するためのものであること
- ③ 施設であること
- ④ 地方公共団体が設けるものであること

また、公の施設の設置については、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例の制定が必要です。

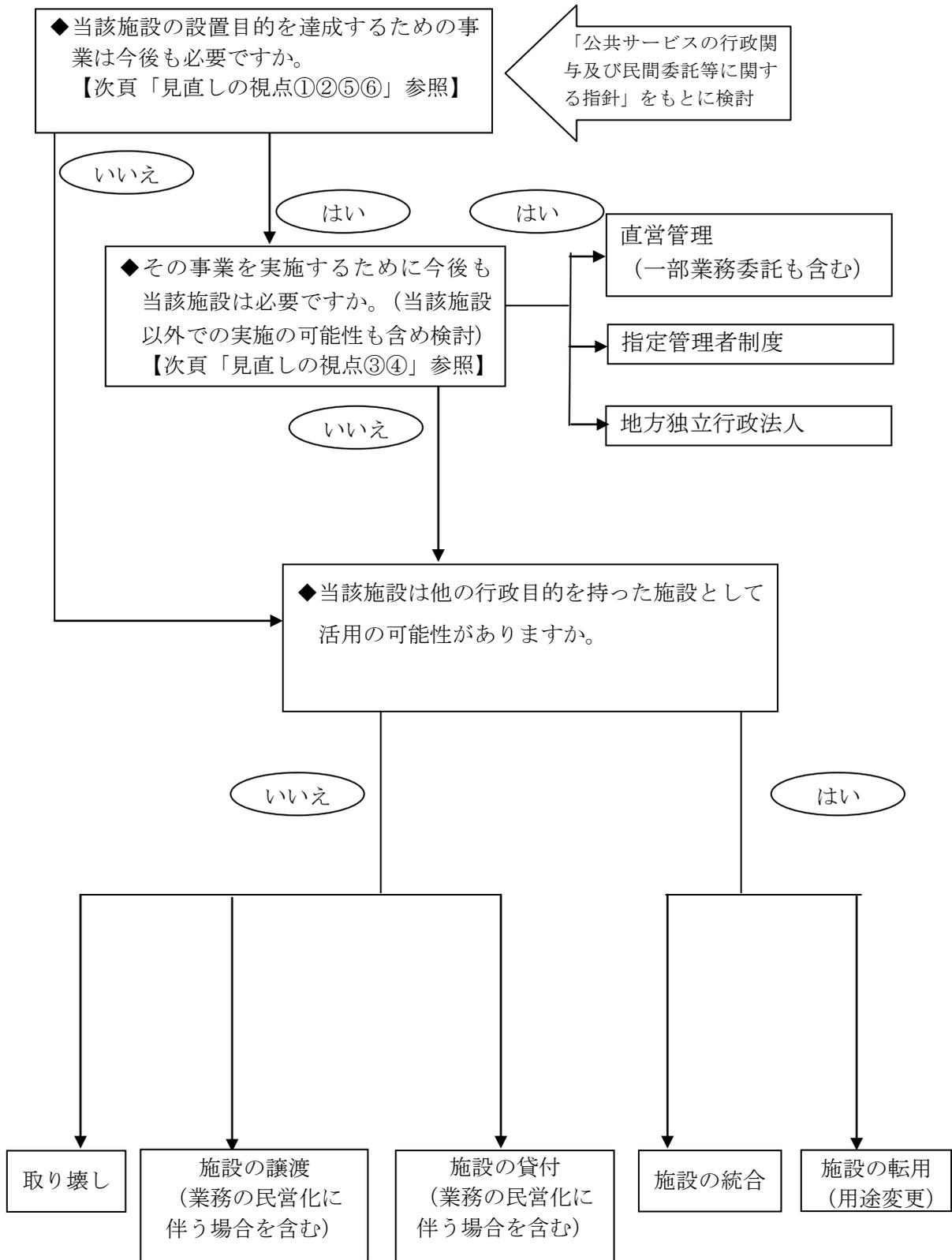
地方自治法第244条第1項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。

地方自治法第244条の2第1項

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

公の施設の管理運営イメージフロー



★条例の改廃等の手続きが必要になります。

Ⅲ. 検討項目

公の施設を管理している課（以下「施設所管課」という。）において、「施設が今後
も必要な施設なのか」「公の施設として存続させるのか」について、施設の設置目的
と管理運営状況から十分に検討を行います。

また、施設を存続する場合には、効率的な管理運営、利用者の視点に立った管理運
営などの視点から検証し、今後の施設の管理運営を明らかにします。

(1) 施設の必要性の検討

当該公の施設が設置されて以降、社会情勢や経済状況、住民ニーズがどのように
変化してきたかを分析し、公の施設としての機能が実質的に失われていないか、今
も真に必要なのかといった視点から見直し、廃止も含めた検討を行います。

見直しの視点

- ① 設置目的に照らし、既に役目を終えた施設ではないか
- ② 社会の変化により設置目的が市民ニーズとずれてきていないか
- ③ 類似の施設を国・県又は民間が設置していないか
- ④ 合併により類似の施設が重複していないか
- ⑤ 利用状況が著しく低く、今後もその状況が改善されることはないのか
- ⑥ 実質的に利用者が特定され、今後もその状況が改善されることはないのか

(2) 公の施設の管理運営の検討

公の施設の管理運営について、効率化と利用者の視点から見直します。

① 効率的な管理運営

現状では、施設所管課ごとに公の施設の管理運営を行っていますが、施設の
効率的な管理運営を図るために、横断的な視点からの見直し検討を行います。

- ア 将来的な需要を考慮しているか
- イ 類似施設を一括管理するなど、スケールメリットを発揮できないか
- ウ 隣接の施設を一括管理するなど、効率化が図れないか
- エ 施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供するなど、効率化が図
れないか

② 利用者の視点に立った管理運営

公の施設を存続する場合、「当該公の施設が利用者の視点に立った管理運営と
なっているか。」について次のような視点から検討を行います。

- ア 利用者ニーズを把握しているか
- イ 休館日や開館時間などは適切な設定となっているか
- ウ 利用者にとって利用しやすい状態となっているか

IV 見直しに伴う個別検討項目

1 指定管理者制度の適用

1) 指定管理者制度を導入する施設の検討

現在、直営で管理している施設について指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度への移行を検討します。

また、指定管理者制度を適用する場合、原則として公募を行うこととなります。特別の理由がある場合は、公募しないことも可能ですが次の事項を踏まえ整理することとします。

(1) 公募する場合

- ① 民間事業者等に任せることについて、法令上制限がない。
- ② 基本的に使用料によって運営すべき収益施設である。
- ③ 同種または類似のサービスを提供している民間事業者等が存在する。
- ④ サービスの専門性、特殊性等を勘案しても、民間事業者等によるサービスの提供が可能である。
- ⑤ 民間事業者等に任せることで、運営する日、時間、運営内容等のサービスの向上が期待できる。
- ⑥ 民間事業者等に任せることで、集客力や稼働率の向上が期待できる。
- ⑦ 民間事業者等に任せることで、施設の維持管理費用の縮減が期待できる。

(2) 公募しない場合

- ① 地域と密着した施設であり特定の団体等を指定することが望ましい施設
- ② 現に地域等が維持管理費を負担し、管理している施設
- ③ 公募することにより経費が増加する見込みのある施設

2) 指定管理者制度を導入する施設

指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者制度に関する事務処理要領に基づき事前検証を行い具体的に進めます。

指定管理者制度を導入することは単なる経費の削減ではありません。導入後にサービス水準の低下を招かないためにもフォローアップとして定期的なモニタリングを行います。また、指定期間が終了する年には今までの利用状況から施設の必要性や管理運営のあり方についての再検証を行います。

3) 指定管理者制度を適用するメリットとデメリット及び留意点

メリット

- ① 民間のノウハウを活用することにより、利用者に利便性の向上を図ることができる。
- ② 管理団体の法人格の有無に関わらず指定管理者とすることができる。
- ③ 配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。

デメリット及び留意点

- ① 指定管理者が経営破たんした場合には、サービスの提供が停止する。
- ② 指定管理者の選定手続きには、1年程度の期間が必要である。
- ③ 効率的な運営が可能かを十分に検討せずに指定管理者制度を導入すると、かえって管理経費の増大を招くことがある。
- ④ 公の施設の管理者として適切な指定管理者を選定し、かつ、管理運営に関し適切なモニタリングを実施しないと、施設の安全管理上の問題や利用者へのサービスの低下が起こる可能性がある。

2 業務の民営化に伴う(民間事業者への)譲渡・貸付

民間においても同様の業務を行っている場合は、施設を民間へ譲渡・貸付することについても検討を行います。この場合、当該施設の設置条例の廃止が前提条件となります。

民営化のメリットとデメリット及び留意点

メリット

- ① 民間のノウハウを活用することにより、利用者の利便性の向上が期待できる。
- ② 施設の管理運営経費の削減につながる。
- ③ 配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。
- ④ 雇用の拡大につながる可能性がある。

デメリット及び留意点

- ① 民営化により行政のコントロールが効かなくなる。
- ② 補助金などの財政的支援を伴う場合がある。
- ③ 譲渡・貸与を受けた民間事業者が経営破たんした場合にサービスの提供が停止する。

3 施設の譲渡(公共的団体等への譲渡)

国や県の補助金を受けて地元の施設整備を行ったため、近江八幡市の名義を使用している施設があります。

このような施設の多くは、管理費用を地元が負担し管理していることから、地元などの団体に譲渡、若しくは貸付による施設管理など、今後の管理運営についての検討を行います。

ただし、当該施設の管理を行うこととなる団体(自治会等)が法人格を持っていない場合は譲渡が不可能となり、当面、施設の貸付による管理となることがあります。

なお、団体(自治会等)が地縁団体等の法人格を有することになった段階で、譲渡に向けた検討が必要になります。

また、公の施設を譲渡する場合は、設置条例の廃止が前提となります。

施設の譲渡のメリット

- ① 不要となった施設を放置するのではなく処分をすることにより、周辺への安全管理が適切に実施できる。
- ② 管理経費の削減につながる。
- ③ 市税の収入源となる。

4 施設の貸付(公共的団体等への貸付)

施設の貸付の場合、施設の管理費用等について明確にする必要があるとともに、契約の更新等の財産管理に伴う事務手続が前提となります。

5 施設の統合

効率的な施設の管理運営を進めるためには、各所属で所管している施設だけを検討するのではなく、隣接している施設をまとめて管理運営する視点からの検討も行います。

施設統合のメリット

- ① 類似施設を一括管理することにより効率化が図れる。
- ② 隣接の施設を一括管理することにより効率化が図れる。
- ③ 施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供することにより効率化が図れる。

6 地方独立行政法人への移行

施設における業務内容によって、地方独立行政法人による施設の管理運営が可能なものもあり、地方独立行政法人による管理運営の視点からの検討を行います。

なお、地方独立行政法人が行える業務は、地方独立行政法人法第21条に業務の範囲が定められており、地方独立行政法人の設置及び業務の移行については、それぞれの業務の性質に応じた検討が必要となります。

また、業務のみならず地方交付税などの歳入事項や業務内容に応じた検討も必要になります。

地方独立行政法人法第21条

地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款に定めるものを行う。

- 1 試験研究を行うこと
- 2 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 3 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること
 - イ 水道事業（簡易水道事業を除く）
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- 4 社会福祉事業を営むこと
- 5 公共的な施設で政令に定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。
- 6 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

V その他の検討項目

公益法人等の見直し

公の施設の管理運営のあり方を検討する際には、当該施設の管理を目的に設置され、本市が出資している財団法人等についても、その役割と行政関与のあり方について検討を行います。

VI 施設の管理運営状況及び見直しの方向性と課題【別表】

公の施設の管理運営状況と管理運営において検討すべき課題を次ページ以降にまとめました。これらの施設については、今後も社会情勢や市民ニーズに対応した管理運営ができていないかを定期的に検証します。